

保護者のみなさまへ

令和 3 年 4 月

池田市立呉服小学校

校長 大森 一人

携帯電話の持ち込みに関する同意申請書の提出について
(小学校・義務教育学校前期課程)

日頃より本校の教育活動にご理解と、ご協力を賜りありがとうございます。

標記の件について、池田市では大阪府教育庁が策定しました「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」をもとに、池田市立学校長会と池田市立学校園 PTA 協議会、池田市教育委員会の協議のもと、携帯電話の学校持ち込みにつきましては、「原則禁止」とする方針を定めています。

登下校時やむをえずお子さんに携帯電話を持たせる場合は、家庭内で「携帯電話の持ち込みについて」を確認していただくとともに、下記のとおり学校での約束を守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、学校内での携帯電話の紛失等につきましては、責任を負いかねますことをご了承いただいた上で、右側の同意申請書を学級担任にご提出ください。

記

- 登下校中、緊急時以外は携帯電話の操作をしません。
- 校内では携帯電話の電源を切り、使用しません。
- 校内における携帯電話の管理については、学校の指示に従います。
- 上記の約束が守れない場合は、学校と協力して、保護者が責任をもって指導します。

池田市立呉服小学校長 様

令和 年 月 日

携帯電話の持ち込みに関する同意申請書
(小学校・義務教育学校前期課程)

家庭の事情により、登下校時に携帯電話を持たせるため、同意申請書を下記のとおり提出いたします。
また、携帯電話の持ち込みに関する学校の約束を遵守するとともに、家庭においても適切な使用方法について責任をもって指導いたします。

記

(1) 持ち込み期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) 持ち込み理由

(3) 持ち込みに関する約束事項

- 登下校中、緊急時以外は携帯電話の操作をしません。
- 校内では携帯電話の電源を切り、使用しません。
- 校内における携帯電話の管理については、学校の指示に従います。
- 上記のルールが守れない場合は、学校と協力して、保護者が責任をもって指導します。

年 組 番

児童氏名

保護者氏名

印